

議 事 録

1. 会 議 名 第 16 回 市民会議
2. 日 時 平成 22 年 2 月 1 日 (月) 午後 2 時 04 分～午後 4 時 57 分
3. 場 所 大阪弁護士会館 12 階 1205 会議室
4. 出 席 者 (敬称略・順不同＝ 21 名)

議 長 阿 部 昌 樹

副 議 長 野 呂 雅 之

委 員 飯 田 秀 男 大 國 美 智 子 郭 辰 雄

○大阪弁護士会

平成 21 年度役員

会 長 畑 守 人

副 会 長 藤 木 久 福 田 健 次

平成 22 年度役員

会 長 金 子 武 嗣

副 会 長 三 木 秀 夫 小 寺 史 郎 丹 羽 雅 雄

高 橋 司

企画調査室長 竹 岡 富美男

裁判員制度大阪本部

副 本 部 長 秋 田 真 志

事 務 局 長 溝 内 有 香

司法改革推進本部市民会議バックアップ部会

部 会 長 島 尾 恵 理

委 員 岩 崎 雅 己 瀬 川 武 生

広報委員会

委 員 長 小 原 正 敏

秘 書 課 員 吉 村 雅

議 事

1 開会

2 議事録署名者指名

阿部議長から、大國委員と野呂副議長を指名

3 審議テーマ

(1) 裁判員制度の今までの運用状況の概括と課題について

大阪弁護士会裁判員本部副本部長、日本弁護士連合会裁判員本部委員、取調べ可視化実現大阪本部委員、日弁連の取り調べの可視化実現本部の事務局長である秋田真志弁護士から、「裁判員裁判とこの国の刑事司法の過去、現在、そして未来」というテーマで、裁判員制度と取調べの可視化は表裏一体の関係にあり、裁判員裁判はこれまでの刑事司法のあり方を根本的に変えるものであって、絶対に成功させなければいけない、今後裁判員裁判の検証もしなければならない、裁判員の負担に配慮して審理時間を短くするあまり、証人を制限しすぎていないか、拙速裁判ではいけない、きっちりと折り合いをつけていかなければ大変なことになる、可視化は世界の潮流であり、アメリカ・イリノイ州では 2003 年、バラク・オバマ議員（現大統領）が法制化し、2006 年にシカゴを視察したところ、警察は可視化によって警察に対する信頼が高まり、取調べがスムーズになった、可視化によって治安が悪くなることはない、治安が悪くなるかどうかは可視化によって決まるものではないとして、可視化大賛成になっていた等の基調報告がなされた。

質疑応答

野呂副議長

裁判員裁判を終えた裁判員の記者会見では、証拠が足りない、もっと知りたいという意見が多い。公判前整理手続の公開について説明して欲しい。

秋田弁護士

東京地裁で 1 件公開を認めましたが、その他は非公開で行われています。法律には、公判前整理手続の公開について触れていません。公開すると書いていないから非公開だというのが裁判所の今の解釈ですが、私個人としては、積極的な理由は見出せないから、公開してもいいじゃないかと考えています。

弁護士会内部の意見は別れています。特に著名事件ではマスコミに報道され、裁判員に対して予断につながるんじゃないかという懸念を口にされる弁護士もいます。ま

た、刑事弁護をやる弁護士の中にも、被害者が公判前整理手続の中にも参加してこられる可能性があり、そうすると、弁護側の予定主張の制約にならないだろうかという若干消極的な意見があり、まだ決着を見ていません。

国際的には、アメリカは、公判前整理手続に該当するモーション手続を公開でやっています。

野呂副議長

公判前整理手続の報道が裁判員に影響するというのは、言語道断だと思う。仮に、影響の可能性を認めるのであれば、公判前整理手続を担当する裁判官は審理を担当すべきではない。日本の裁判官は優秀だから予断を抱かないというのは、法曹三者が高みにいて、裁判員は低いという発想だと思う。公判前整理手続は公開すべきだと考えている。ただ、刑事弁護士の懸念は理解できた。

野呂副議長

広島地裁でのペルー人のヤギ被告事件で、公判前整理手続が行われ、広島高裁が差し戻し、最高裁は広島高裁の判断を破棄した。どのように評価しているのか。

秋田弁護士

少女をわいせつ目的で殺害したということでマスコミの注目を集めました。一審は、裁判員裁判をにらんで、公判前整理手続で争点を絞って、短い審理日数で無期懲役を言い渡しました。広島高裁は、公判前整理手続で絞ったのが審理不尽であった、殺害現場がどこなのか、どういう目的でやったのか、動機にかかわる部分についての自白調書の内容が取り調べられていない、公判での被告人の供述のみを前提に事実認定をしている、これでは真相解明したことにはならないとして、広島地裁に破棄差し戻しという判断をしました。これに対して弁護側が、検察庁は公判前整理手続で自白調書そのものにこだわっていなかった、ヤギ被告は被害者である少女を殺害したこと、わいせつ目的であったということを認めており、殺害場所や動機の細部の自白調書が必要不可欠ではないはずだ、裁判所も公判前整理手続でこれらについてきっちり立証しなければならないという整理をしていなかったと主張して、上告したところ、上告審は、自白調書を取り調べなかったら真相解明ができていないという高裁判断はおかしいとして、破棄差し戻しをした高裁を取り消しました。

私は、取調調書はフィクションであり作文であるので、そんなものを中心に裁判をしてはいけないという立場です。広島高裁は、精密司法の呪縛にとりつかれて過去の

審理方式にこだわった、それで真相解明なんてとんでもない、誤った昔の考え方に基
づいて破棄差し戻し判決をした、その意味では、最高裁の判断は過去を打破する形に
なっていますから、いいんじゃないかと思っています。

野呂副議長

公判前整理手続を急ぎ過ぎたのではありませんか。

秋田弁護士

第2回の公判前整理手続で、まだ争点整理が十分でないにもかかわらず、裁判所が
公判期日を決め、この公判期日を前提に検察庁、弁護側に準備を求めたため、すごく
窮屈な公判前整理手続になってしまった。分かりやすくというのがために、必要な証拠
まで削ってしまって骨と皮だけでやるのが正しい裁判でない。その意味で、裁判員裁
判が本当に成功したと言えるかどうかは、このヤギ被告の事件のような難しい事件の
ときにどういう評価になるのか、どれぐらい時間をかけてやるのか、どういうふうに
証拠調べをしていけば裁判官と裁判員が対等に議論できるのか、正にこれからが試金
石になるだろうと思っています。

丹羽次期副会長

野呂委員の質問の背景には、起訴状一本主義、予断排除の原則、起訴後の公開裁判
の原則など、近代刑事訴訟法の基本原則を問うていると思います。公判前整理手続を
やる中で、ほとんどの裁判官は、弁護人の主張する背景事情の証拠なんか要りませ
んと、証拠整理と称して切り捨てていくわけですね。一方、裁判官は、争点整理をやり
証拠を整理していくわけですから、当然内容は分かっている。私から言わせると、裁
判官は、確定的心証は別かもしれないが、ほとんど心証をとりながら第1回公判期日
に臨むことになる。

秋田弁護士

説明のしようがないからずるずると行っちゃったというのが現状だと思います。起
訴状一本主義をとるアメリカで、同じような準備手続であるモーション手続が構わな
い理由は、事実認定者は陪審だからです。事前に準備する裁判長は強い権限を持っ
ていますけれども、事実認定はできません。日本とは、かなり趣が違います。

公判前整理手続をだれがやるのか、裁判官を分けるべきだという議論もありました
が、裁判所から、人がつくった審理計画に基づいて訴訟指揮をすることはできないか
ら、審理予定を立てる裁判官あるいは争点整理をする裁判官と、実際の審理に当たる

裁判官は一緒になければならない、別に公判前整理手続で証拠調べをするわけではない、何を証拠として使うのかという判断はするけれども、証拠を見るわけではないし、心証形成の場ではないのだから大丈夫だ、と主張してきました。

予断排除の原則については、井上正仁東京大学教授が、予断排除の原則とはもともと検察官が捜査段階につくった予断をそのまま裁判所に引き継いでいたから、予断排除ということが必要になってきたのだ、しかし、この公判前整理手続はそうじゃない、一方当事者の予断を引き継ぐような手続にはなっていない、必ず検察官と弁護人がいて、対等の立場で協議するのだから、予断排除は問題にならないと説明しました。

ただ、もともと予定主張を聞くわけですから、起訴状一本主義が突破されてしまっている形になっているということは、実務運用としては否定できません。

そういう意味でいろんな問題があることは百も承知です。けれども、裁判員裁判をやめるべきか、公判前整理手続をやめるべきかという、そうは考えておりません。これまでの過去の密室取調べに基づく刑事裁判の現状を打破して、新たなプラクティス、実務運用、新たな刑事司法のあり方を構築したいというのが、今の我々の考え方です。

野呂副議長

公判前整理手続は裁判官による密室の取り調べではないかと思えます。予断を持たないと言いますが、それは「予断」という言葉遊びです。弁護士会は、公判前整理手続についての議論をもっと深めて、市民のための裁判員裁判にするよう取り組んで欲しい。せめてまず公開することですね。

秋田弁護士

可視化本部ではそういう議論ですけれども、裁判員大阪本部ではそういう議論はしていないですね。

溝内弁護士

公判前整理手続は、裁判員裁判だけではなくて刑事裁判全体に入った手続なので、裁判員本部で研究というところまでは進みませんでした。裁判員裁判を行う裁判官がやるべきではないのではないかという議論は日弁連でもやっていたけれども、クリアできなかったところですね。

秋田弁護士

公判前整理手続における弁護活動のあり方というのは我々なりに考えていまして、

公判前整理手続が全部だめだとは思っていません。一番大きいのは証拠開示です。我々は、全面証拠開示ということで検察官の手持ち証拠はすべて出せということでせめぎ合ったのですが、結果、全面証拠開示まではいかなかったのですけれども、類型証拠開示、主張関連証拠開示という形で、一定の場合に証拠開示が認められるようになりました。この証拠開示を徹底して使おうと取り組み、今、証拠開示は非常に進んでいます。そういうプラスの側面は余り報道されないのですけれども、公判前整理手続が行われる前と比較すると雲泥の差です。

それから、これは取り調べの可視化に対する最高裁の姿勢があらわれていると思うのですけれども、取り調べ状況についてのメモが開示対象になるかということが徹底して争われたのですけれども、3連発で全部開示対象になるという判断が出されまして、捜査機関には衝撃が走りました。中には、女性警察官が私費で購入したノートに取り調べ状況をメモしていたのですが、それも開示の対象になるという判決が出ました。

そのように証拠開示が非常に進んでいる中で、我々弁護人がいい裁判をきっちりとしなければならない。証拠開示した以上は文句を言うなという側面も出てくると思いますので、我々弁護人としての責任は非常に重要なものになってくると思います。

丹羽次期副会長

ただ、市民の司法チェックという側面から見ると、全く開示できてないですよ。

秋田弁護士

これから大きな戦いになる裁判員対象事件や政治家の事件の公判前整理手続の中で、証拠開示が先鋭な戦いになるということが起こってきた場合、確かに重要な問題になるでしょう。

野呂副議長

かつては検察の手持ち証拠に何があるかも分からなかった、それが公判前整理手続によってある程度開示されて、そこから類推するとこんな証拠があるじゃないか、それを出せということができるようになったということですね。それは確かにかなりの進歩ですね。

ただ、裁判員になる市民の側から見ると、どうしてこの証拠が決まったの、もっと聞きたいのに足りないと思うんです。

秋田弁護士

証人尋問の技術についてみると、的確に証人から事実を引き出す技術はなかなかありません。司法修習生時代に証人尋問技術を学んだと胸を張って言える人はいないと思います。

阿部議長

公判前整理手続で争点を整理して、犯行に至った動機は審理の対象とはしないということになったときに、素人目からすると、どうも腑に落ちない、殺意があったことは分かったけれども、何で殺意を持ったのか分からないという内容の事実認定になっていくことが予想されます。それでいいと割り切れるでしょうか。

秋田弁護士

私は、割り切るべきだと思っています。というのは、裁判によって真相が明らかになるということには留保が必要だと考えるからです。過去のことであるし、証拠というのは本来断片的であるのが当たり前です。それをすべて分かって初めて真相解明だという強迫観念が、日本の裁判官あるいは検察官にありますし、あるいは弁護人にもあるのかもしれない。しかし、すべてのことが全部説明できて初めて真相解明だということになると、ストーリーを描き出す必要が出てくるわけです。心理学者が言うことですけれども、自分の心理なんて説明し尽くすことはできない。頭の中が真っ白になったというのも真相としてあり得る話ですし、覚えてないという供述が嘘だとも言い切れない。だから、全部説明し尽くさないでだめというのは違うと思います。証拠では分からない部分が残るけれども、その人を有罪としていいのか、本当に合理的な疑いを超えた証明があると見ていいのかどうかというところが正に裁判で問われるのであって、そこは割り切っていかなきゃいけないと考えています。諸外国もそうです。刑事裁判は常にそうだと思います。分からないところは残ります。分かるところもあります。その間のいろんなところを推測し、それをもって合理的な疑いを超えていると言えるかどうかを最終的にだれかが判断する。その判断をこれまでは裁判官にゆだねていた。その裁判官を安心させるために、これまで捜査官が何をやってきたかという、よいしょよいしょと作文していたわけです。彼らは作文しましたとは言いません。解明しました、あなたたちに見ていただく刑事裁判のストーリーはこういうものです、どうですか、これでいいでしょうということで全部料理をつくって持って行っていただきました。でも、それはおかしいじゃないですか。そんなものになるはずがない。だから、それをつくるためには、やっぱり密室が必要なんです。彼らもオープンなど

ころではできない。だから、取り調べの可視化なんかしたら真相が解明できなくなります、治安は悪くなりますと彼らは言い始めるんです。実質は、彼らが描き出したストーリーに合ったときに真相解明と言っているだけだと私は思っています。

確かに断片的な供述になるかもしれないけれども、それといろんな証拠との間でどういう事実認定をしていくのか、それが正しい裁判のあり方です。

野呂副議長

事件というのはジグソーパズルだと思います。今までやってきたのは、捜査側が 100 ピースをそろえて、これでどうだという形だったと思いますが、裁判を変えるアプローチの仕方という視点でいくと、秋田さんの言っているのは正にそのとおりで、今まで 100 ピースのジグソーパズルをつくっていたけれども、ピースがところどころ抜けることもあるでしょう、それが当然でしょうということはよく分かります。

ただ、裁判員からすると、10 ピースの大きなピースしか見えないわけです。そのピースがぼんと抜けちゃったら、隔靴搔痒であると。裁判を変えるという同じ目的ですけども、今まで苦労されてきた弁護士側から見ると、100 ピースを全部そろえなくてもいいじゃないかということが達成される可能性はある。けれども、裁判員から見ると、私たちは何も裁判を変えるためにやっているわけではなくて、やれと言われたからやっているんだというときに、10 ピースの 2 つ、3 つ欠けていて証拠が足りないんじゃないかと思っている中で、有罪か無罪かと言われると、ちょっとこれは乱暴でしょうというか、困ったねということだと思ふんです。

秋田弁護士

非常に分かりやすい例えだと思います。おっしゃることは分かりますが、警察、検察がこれまで集めていたのは実は 10 ピースだったのです。だから、よいしょよいしょと自白をとって、残りのピースはこうですよということを本人の口から語らせた形にして調書にして、それでちゃんと絵がかけましたよとやっていたわけです。その欠けている 90 ピースを一体どこまで集められるのか、彼らは技術も磨かなきゃいけないだろうし、いろいろやり方で捜査していかなければいけない。しかし、彼らは密室を与えられていることによって非常に甘えていると言ったら失礼なのかもしれないけれども、客観的な部分についてはそういうことになっていたと思います。

ですから、そこは刑事司法のあり方、根本にかかわる問題であることはそのとおりでありますけれども、だから密室が必要だという議論はナンセンスだと思います。

野呂副議長

市民も、密室が必要とは思っていないでしょう。ただ、裁判を変えるアプローチの仕方が、今の話をペーパーにして裁判員の人に読んでもらったら、司法改革というのはこういう狙いがあったのかということが分かると思います。けれども、その辺の煮詰まった深いところを知らないままに、というかそれをどこまで法曹三者が知らせようとしたかということもあるけれども、知らないままに裁判員にならされて、法廷に出た。僕は、裁判員の出す量刑も的確だと思うし、終わってからの記者会見で語ることを聞いていても、やっぱり日本国民はすごいなと思います。でも、気の毒だなと思うのは、裁判員はもうちょっと分かるところがあればと会見で戸惑いをおっしゃる。

秋田弁護士

私たちの立場としては非常にはっきりしてしまっていて、過去の裁判がおかしかったからこそ、この裁判員裁判を梃子に刑事司法のあり方を変えたいと思っている。けれども、そういうことを、裁判官は一切思っていません。自分たちは正しいことをやってきた、だから正しいことをやってきたということを裁判員の方々に分かっていただいて、そして国民の方にも分かっていただきましょうという発想なんです。

溝内弁護士

裁判官からすれば、これだけで十分じゃないかと公判前整理手続で証拠を絞っているとします。

野呂副議長

裁判官は公判前整理手続に出ているから、すべてを見て、この裁判の背景はこんなんだという予断も持って審理に出てきているわけだから、全部分かっているわけです。

溝内弁護士

証拠を見て分かっているのではなくて、それまでの主張のやりとりとか証拠の標目を見て判断しているということですね。

野呂副議長

だから、公判前整理手続をやった裁判官が、審理をする別の裁判官に、あなたはプロの裁判官だから分かるだろうと言えばいいわけです。裁判員と同じ立場でやりなさい、それであなたは有罪と言えますかということだと思います。僕は市民をなめてるなと思います。

秋田弁護士

壁の向こうというか、世間と接することのなかった裁判官がこれから裁判員裁判で問われるものは大きいと思います。

丹羽次期副会長

日弁連は陪審を主張してきたけれども、陪審は罪体を中心とした事実認定だけで、量刑判断がないですね。それが裁判員裁判では量刑判断まで来た。しかし、永山則夫などのような事件に遭遇したときに、裁判員が犯行の背景を知らなければ適正な量刑判断はできないとうんじやないかというところもあるわけですね。

秋田弁護士

今、大きな議論になっているのは、死刑対象事件がもうすぐ裁判員裁判で裁かれることになることは間違いないからです。秋葉原事件は裁判員対象事件にはなりませんでしたが、大阪で去年起こりましたパチンコ店の7～8人亡くなった放火事件がもうすぐ起訴されますから、裁判員裁判対象事件になることは間違いありません。

死刑のあり方を知らないままに死刑判決をしてもいいのか、あるいはそれ以前の問題として、懲役刑はいかにあるものなのか、執行猶予との関係も含めて、刑罰というのはいかなるものかということをよく知らないままでいいのだろうかという議論もなされています。

溝内弁護士

フランスでは、選任手続と審理を別の日にやっていますので、選任手続が終わると、時間があきますので、希望者は刑務所見学に行くことができることになっています。

郭委員

裁判員の選定手続を教えてください。

秋田弁護士

選任手続では、当事者である検察官、弁護人が直接質問することはできないことになっていますが、裁判官が適当と認めた質問を裁判員候補者の方に投げかけることはできます。余り細かい質問はできないことになっていますけれども、典型的には、被害者と関係ありませんかという質問です。

その受け答えを見た上で、検察官側、弁護側がそれぞれ4人ずつ理由なき不選任ということで、この人は外れてもらおうということが出来ます。

それから、理由つき不選任というのもあります。例えば、被害者と特別の関係があ

る、逆に被告人と特別の関係があるという人は、予断を持って裁判に臨む可能性がある。そういう人は理由つきで不選任ということ、それぞれが言うことがあります。ただ、裁判所は基本的には、相当特別な事情がない限り、理由つきの不選任請求は認めない方向で考えています。

あるいは、本人が辞退をすることもあります。病気もありますし、70歳以上は辞退することができることになっています。あるいは、仕事の関係で辞退をするなど、裁判所が認めるか認めないかいろいろあります

そして、残った人の中でくじをすることになります。

70人ぐらいの人を選んで、呼ばれる前に、行けますかどうかですかということ聞いて、その時点で裁判所に来ること自体の辞退が認められる人が20～30人出るんじゃないかと言われていいますので、45～46人から50人ぐらいが裁判所に出頭してきなさいということになります。その9割、50人が残ったとすると45人が出頭してくる。その45人のうち、弁護側4人、検察側4人、合計8人が理由なき不選任となるとすると37人、さらに理由つきが1人か2人出たとしたら35人、それから、出てきたけれども今日は風邪を引いていてどうしても無理だということになったら、2～3人減る。そうすると32～33人になって、その中で6人、あるいは2人の補欠を加えて8人が選ばれる。だから、最後まで残った人の4分の1ぐらいになるだろうという計算をしているみたいです。

郭委員

裁判員制度は、基本的には市民に開かれた司法をつくっていく制度として導入されて、市民の参加が実現しているものですが、具体的な裁判になっていきますと、抽象的な市民ではなくて、具体的な人たちが具体的な事案を裁くということになる。例えば性犯罪をめぐる公判ですべて男性の裁判員というのはあり得ないことだと思いますが、職業とか地域性とかいろんな形の違いがある中で、どういう人たちを裁判員として選ぶかということについて、検察、弁護士、裁判所の意思疎通なり議論ができるような形になっていかないといけないという問題意識があると思うんですが。

秋田弁護士

アメリカ型では、当事者が望ましい陪審員を選ぶという発想があります。逆に言うと、望ましくない人を排除するというので、非常に絞られた形になり、選任手続だけで1週間かかることもあります。極端な話をしますと、陪審をいかに選ぶかという

専門の陪審コンサルタントがいて、こういう事件の場合、どういう人にはどういう偏見があって、こういう人に対してはどのような質問をしてその反応を見なさいということを研究しています。陪審の選任手続そのものに対してすごいコストがかかることもあって、これは実は非常に批判をされています。

そこで、日本の裁判員裁判の設計は、そういうことにならないようにしましょう、基本的にはくじで選ばれるという発想になっています。ですから、自分たちの好ましい人を選ぶとか、自分から好ましくない人を排除するという発想が基本的にないし、そうすべきじゃないという考え方です。

例えば、御本人が、自分は不公正な判断をするかもしれません、同じような被害に遭ったことがあります、だから私は余り好ましくないかもしれませんということを言ったとしても、裁判所の立場としては、それでも証拠と法律に基づいて判断できませんかと質問して、できますと言ったら、理由つき不選任の理由にはできないという判断をします。それで、弁護側からも検察からも、細かな質問は基本的にできないことになっています。

アメリカでは非常に細かな質問をします。仕事は何か、家族関係はどうか、どのような学歴か、子供は何人いるか、子供は何歳かなど、私も1回だけアメリカの陪審の選任手続を見ましたけれども、そんなプライバシーにかかわることをよく聞くなどびっくりするようなことを聞いていました。しかし、そういうことは日本ではできない建前になっています。裁判所が相当と認めたらできるということになりますけれども。

ただ、これから大きな著名な事件が起きたときに、どういう人が適当なのかということは関心を持たざるを得ない。設計からいってできませんが、やはり被告人と同世代の人がいいのか悪いのかとか関心はありますが、裁判所はおそらく質問は認めてくれないんじゃないかと思っています。

阿部議長

ただ、そういう中でも4人までは理由なしで不選任にできるわけですね。そうすると、有利な判決をとるにはどの裁判員候補者を不選任にすべきかという発想は、やはり出てくると思います。

秋田弁護士

出てくるでしょうけれども、そういう恣意的なことを許す制度設計ではないですというのが裁判所側の説明です。

阿部議長

これまで理由を示さない不選任の請求権は行使されていますか。

秋田弁護士

裁判所から、担当した弁護人に対して、公表してくれるな、余り内部のことを言うべきじゃないという指導が出ているみたいです。裁判所は非常に気にしていて、今は、理由なし不選任をされたかどうか分からないようになっています。

溝内弁護士

フランスの場合は、裁判長が前でくじを引いて、そのくじの番号の人が前の陪審席に歩いていくのですが、その途中で、忌避する側が「忌避」と言うんです。

秋田弁護士

それでわざと1人目は忌避するそうです。そうすると、次の人を忌避しなかったら、自分は選ばれたということで親近感が持たれるからだそうです。

アメリカは、徹底して質問責めに遭わせた上で、最後、表現だけは excuse という言葉を使うんです。陪審員何番の方は免責されましたという表現を使って、お帰りくださいというやり方です。非常に丁寧に言いますが、中身としては、あんたは忌避だということです。

溝内弁護士

フランスの場合は期間で拘束されていらっしゃるので、その事件が当たらなくてもほかの事件で選任されるということで、制度全体を見る必要があると思います。

郭委員

今の裁判員制度には国籍条項がありますから、外国籍住民は前提として拒否されているわけですね。しかし、日本の今の流れを見ますと、外国人犯罪が増えているとか、凶悪事犯が増えている、治安の悪化は外国人が増えてきたせいだみたいな声がある一方で、例えば外国人が被害者になった裁判員裁判には、当事者の外国籍の住民はかかわれないという構図になっている。その意味では、裁判員になった人たちがそれをどう受けとめるのかということも課題ですけれども、多様な市民の声、多様な住民の声が反映される仕組みという意味では、まだまだいろいろな課題があると思います。

ただ、始まって間がないところなので、何が一番いいのかは分からないところがありますが、これですべての人たちの気持ちなり意見なりを収れんできるということは、まだまだ言い切れない部分があるかなと思います。

阿部議長

私はアメリカの陪審裁判に関心があるのですが、かつてO. J. シンプソン裁判のときにも議論がありましたけれども、アメリカでは、陪審員が参加する刑事裁判は、どのような評決が下されるかが、ある程度まで弁護士の技能に依存するものであるという認識が一般的であるように思います。そして、その弁護士の技能には、法廷での弁論術だけではなく、だれを裁判員に選ぶか、その選び方の技術も含んでいます。さらに、アメリカ的な発想ですと、いかに陪審員を説得するかという観点からは、弁護士の着用するスーツの色やネクタイの色、そして弁護士の法廷での立ち居振る舞いまで大事であるということで、心理学者やスタイリストが入った弁護チームが組まれて刑事裁判が行われていく。そういう形で、刑事裁判が、弁護人の技術と専門性の高さ次第で結果が異なってくるものとして認識されていると思います。日本でも、そのようになっていくのでしょうか。

秋田弁護士

そうならざるを得ないし、そのために弁護人の責任が重くなっていると思っています。裁判員裁判がどうあるべきなのか、根本の発想から言えば刑事裁判における被告人の権利のあり方はどうなのかという問題意識の高い人が裁判員裁判を担っていくべきだと思っています。

これは制度に内在する問題ですけれども、極端なことを言うと、裁判というのはAというものを入れたらBという答えが出てくるというのが本来理想なのかもしれませんが、それはフィクションでしかなくて、裁判そのものに裁判官の個性は必ず影響します。同じように、どういう弁護人がつくか、どういう検察官がつくか、これも影響することは否定できない。公正な裁判とは一体何なのか、裁判には間違いもあり得るということも含んだ上で、最低限の手続、例えば刑事訴訟法手続がきちんと守られていることを前提に、権利がどう守られるべきかということになります。ただ、それは幅がある問題ですし、技術の差が出てくることも否定できない。だからこそ、弁護士会の責任も比重が重くなると思います。それを逆にとらえて、そういうことで変わるのをおかしいから技術がなくなっちゃっていいじゃないかということにはならないはずで、我々はいろんなことの中で、例えばアメリカで蓄積されてきた法廷弁護技術とは何なのか、もちろん単に真に受けてやるとか、無批判に受け入れればいいというものではないと思いますけれども、それが最高の技術であるのであれば、それをきっち

りと吸収して、我々の中でよりよい刑事司法のあり方、裁判員裁判のあり方に生かしていかないといけないと思っています。

阿部議長

平野龍一教授の、あっさりした捜査に基づいて、おおらかに起訴して、公判中心主義でやっていけばいいのではなあいかなという論文がありましたね。あれを時々ゼミで学生に読ませています。その上で、精密司法と平野流の公判中心主義とどちらがいいかを議論させると、精密司法の方がいいという学生がかなり多いのです。なぜかというと、捜査段階できちんと振り分けしてもらって、起訴前で決着がついたほうがいい、むしろ起訴されてから延々と議論して、しかもたまたま弁護士が無能で有罪になったら目も当てられないという発想が学生にあるようです。実際、今の日本の起訴率は4割ぐらいで、6割ぐらいは落としているわけですが、そのように捜査段階でけりをつけてくれたほうがいいという意見が結構学生に多いのです。そうした意識に対してどう反応すべきでしょうか。

秋田弁護士

それはあるでしょうね。今の刑事司法のヘゲモニーをつかんでいるのがだれなのかということになると思います。これまで検察主導型の司法がずっと続いてきて、逆に言うと、それによる弊害も出てきた。検察が自白をとって起訴すれば99.9%有罪だというのは、行き過ぎていたところが必ずあると思います。その典型例が足利事件だと思いますし、氷見事件も志布志事件もそうですけれども、がんじがらめにつくってしまっ、それで起訴して、それを無理からに有罪に持っていく。裁判所もそれに対してきっちりとした対抗手段を持ち得ていないという、やり過ぎの弊害がいろんなところで出てきたので、それに対してどう考えるべきなのか。そこが価値観でもあるし、世界観でもあるし、この国の刑事司法の将来像を形づくる大きなポイントでしょうね。

私の価値観から言うと、これまでの刑事司法は検察主導で、そこに比重がかかり過ぎていたがゆえに非常に大きな問題が出てきている。彼らが密室で自白をとってしまえば終わりというのがだめで、可視化がそこに風穴を開ける一つの手段になるという発想です。

話は広がっていくのかもしれませんが、例えば検察主導に限界が出てきたときには、司法取引みたいな問題ももしかしたら出てくるのかもしれませんが。正にアメリカ

はそうです。アメリカでは、被告人側に司法取引の選択権を認める、しかし、選択を認めるといってもむちゃくちゃではいけないから、そこに弁護人が関与していくわけです。弁護人も、もともと 100%立証ができるはずはないという中で、司法コストの関係も含めて司法取引というものが一つの現実的な課題として出てきて、今や定着している。それと同じことが日本で出てくる可能性は将来的にはあると思っていますし、それを一概に日本的でないからだめだと言うほど硬直的に考える必要はないというのが僕の意見です。けれども、このあたりはいろんな人から御批判を受けるのかもしれない。

阿部議長

民事裁判における処分権主義の発想を刑事裁判にも徹底していけばいいと言い切れるかという点、そこまでは言い切れないのではないかと思います。刑事裁判は真相究明の理念に基づいて通用していくべきであって、もしかしたら単なる作文であって真実ではないのかもしれないけれども、それでも納得できる動機を含んだ据わりのいいストーリーが欲しいという要求はたいへんに強いのではないかと思います。そういう要求をどこまで断念できるかというのは、非常に大きな問題のような気がします。

秋田弁護士

おっしゃるとおりだと思います。考えなければいけないのは、虚偽自白をとっている捜査官はまじめな人たちばかりで、彼らも無実の人を罪に陥れようとしてやっているわけではないし、作文しようとしているわけではないという点です。一番厄介なのは、警察官とか検察官は自分が正義であると思って、しかしながら、ある意味で一番たちの悪い犯罪的な行為をやってしまったわけです。彼らは自分が正義だと思っていますから、自分たちがつくった作文にのるかそるかです。でも、今はそういうやり方自体にいろんな形で風穴があいてきていると思っています。

昔の特捜は、自分たちがつかまえたら 100%有罪だから、特捜が逮捕した時点で決着みたいな傲慢なことを平気で言っていました。でも、枚方事件の小堀さんでもそうですが、今いろんな意味で特捜のやり方が通用しなくなっている。今度また大きな試金石になるのが村木局長事件で、特捜なりの正義感でホワイトカラーをつかまえてきて、おまえたちは間違っていた、悪いことをした、吐け吐けみたいなやり方自体が今いろんな意味で批判を浴びるようになってきている。小沢一郎民主党幹事長対東京地検特捜部の決着がどうなるのかというのは非常に興味深いところで、旧態依然の

政治家である小沢さんと旧態依然の捜査手法で頑張っている特捜との対決がどうなるのか。そういう今までのやりかたが通用しない時代になっている中で、これからどう移っていくのかという、今は時代の変わり目だと思います。

金子次期会長

僕は、刑事裁判の中で犯罪の原因が本当に分かるのかなと思います。永山の死刑事件にしてもそうですが、彼が犯罪を起こしたのはどこに原因があるのか、貧困もあるでしょうし、さまざまな問題がありますけれども、そういう原因がこの国の中で究明されたか。少なくとも裁判の中ではされなかった。しかし、そういうものを突き詰めていかないと、この国から犯罪はなくならないと思っていますから、それはどこかでしなければならないだろうということを考えていますけれども、裁判の中で明らかになるということはないだろうと思います。なぜなら、それは一方がつくったストーリーにすぎない話だからです。だから、心理学者でも経済学者でも、1つの典型的な事件をみんなで記録から全部集めて見ていくということをしなければいけないのではないかと考えています。

先ほど刑務所の問題が出ましたけれども、裁判官が裁判員から、あなたは刑務所のことを本当に知っていますかと言われて、裁判官自身が全然知らなかったという新聞記事が出ていました。そうすると、この裁判官は何を裁いてきたのか。この国の犯罪をなくすことができるのかどうかは分からないけれども、それをどうやって裁いてきたのかということが全く分からない。正に無知をさらけ出したことになる。でも、それは弁護士だって一緒です。僕らがどこまで刑務所のことを知っているかという、僕はちょっと位はかじっていますけれども、それでもその人の気持ちになり切れているわけでも何でもないので。

一方、社会的コストの面から考えてみると、犯罪が少なくなれば社会的コストは少なくなりますから、そういうことをどこかでしていかなければならない。でも、裁判自体にそれを求めるのは違うと思います。この人を起訴して有罪かどうかという話であって、それ以上のものではないと感じています。

大國委員

先ほどから、作文に対して可視化ということが非常に大きく取り上げられていて、アメリカの全面録画のことをおっしゃいましたけれども、何日も何日も調べるのを全部録画できるのでしょうか。

それから、それを公開する場合に、一体だれがどのように公開するかをどこで決定して、そしてそれに対してだれが責任をおとりになるのか、教えていただけたらありがたいのですが。

秋田弁護士

まず、録画は今の技術から言うと全部可能です。

大國委員

撮る方向に向いておりますでしょうか。

秋田弁護士

我々はそうすべきであるということをおっしゃいます。

大國委員

ただ、それが全部撮れたということをおだれが責任を持つのでしょうか。公開するときに都合よく選んで公開していたら何もなりませんね。それに対する責任体制はどうなっているのかを教えてくださいたいのですが。

秋田弁護士

それが問題になったのが、金子次期会長が弁護された高野山放火事件です。高野山放火事件ではテープは何本ありましたか。

金子次期会長

約 70 本ありました。房から出た時間と入った時間が分かりますから、それを全部つき合わせていきました。一部録画でしたから、一覧表にして、何時何分ということをお当てはめ、一つ一つ突き詰めていきました。だけど、一部録画でも、明確に利益誘導が出てきました。本当によく分かります。捜査官は利益誘導とは思わなかったですけども、それから後にすぐに自白しています。

被疑者は少年でしたが、警察に行くと自白するんですが、検察官の前に行くと否認するんです。そういうことが何回も何回も続いたので、検察官がどう思ったかは分かりませんが、警察官の取り調べを撮っておかないといけないなということでテープに撮った。だけれども、ほとんどは日常会話で、聞いていても眠たくなるような内容でした。ですから、録画されれば手間はかかるし大変は大変ですけども、それは弁護人の責任として、つき合わせて全部やりました。

秋田弁護士

高野山放火事件は約 70 本という非常に膨大な量のテープがありましたが、それで

も一部です。そうすると、抜けているところで何があったのか、しかも肝心のところは抜けていたりもするということで、その間に暴行的なことが行われたのではないかとか、いろんな疑いがありました。

足利事件では 25 本のテープがあるそうですけれども、これも一部であることは間違いない。法制化されていないときは、おっしゃるようにいいとこどりをされる可能性もあります。その意味では非常に危険です。この前、再審開始決定がなされた布川事件は、練習をさせられた上で自白のテープを撮られたと言われてますし、私の弁護している覚せい剤密輸事件も、これは自白事件ですから余り弊害はないのですが、裁判員対象事件として一部録画されています。非常に気の弱い被告人です。録画の前に、何回も検察官とリハーサルをしたという状況です。ですから、そういう意味では問題もあります。

ただ、今は技術が非常に進んでいます。この写真はアメリカのイリノイ州ですけれども、取調室のカメラとモニターがつながっていて、非常に大きなハードディスクで管理されています。非常にすぐれていまして、警察官がさわれない別のところにある本部に直通回線につながっていて、そちらにデータが送られて完全に記録されます。そして、その記録についてアクセスしたことがすべて自動的に記録されるようになっています。実は、私たちが初めて行ったときに、実際の取り調べテープを見せてほしいと頼みましたが断られました。なぜかというと、君たちのためにアクセスしたら、そのことが記録に残ってしまう。そうすると、この事件の弁護人は、だれかが不正なことをしたに違いないと文句を言うから、そういうことはできないと言われてました。そういうことで、全部データとして一元管理をし、勝手な編集ができないようになっています。

それから、画面の一番下を見ていただいたら分かりますけれども、タイムスタンプがついています。これは 2007 年 5 月 11 日 20 時 15 分 52 秒から始まっていますが、全部記録されるようになっています。このようにして改ざん防止をすることが技術的に可能になっています。ですから、編集することができないということは技術的に可能だと思います。

いろんなところを見てきました。原始的だったのはイギリスですけれども、ダブルデッカーといいまして昔のテープですが、必ず 2 本入れて、取り調べが始まるたびに時間を録音し、その途中では、機械が自動的に何時何分何秒ですという時報のような

機械声を定期的に出します。しかも、1本はマスターテープとしてその場で封印をして保管しなければならない。もう一つのテープは、ワーキングテープということで、コピーしたりするのですけれども、そのコピーも、被疑者が請求した時点でもらえることになっていますので、もし改ざんがなされれば、自分が受け取っていたテープと警察が提出してきたテープを比較して、改ざんを指摘できるようになっています。

オーストラリアも同じですが、オーストラリアは3本でした。ワーキングテープとマスターテープ、被疑者に渡すためのテープの3本が自動的に録画録音されるようになっていました。

日本で検察官が今一部録画で使っているものもそのあたりのことは配慮されています。一部録画ということでそもそも問題ではありますが、同じようにタイムスタンプが入るようになっていました。それから、デジタルで撮っていますが、わざわざアナログに変換して、アナログデータとして残すと説明していました。なぜかという、デジタルの場合は改ざんが容易であるので、改ざんができないようにするためです。その封印方法についても定めていまして、改ざん防止というのは技術的に可能なものになっています。

ただ、もう一つの御質問の、非常に膨大なテープになるのに、それをどこまで開示するのか、どういうことになるのかということも一つの大きな問題になるのではないかというのは、それはそのとおりです。けれども、外国では、ほとんどの事件で問題にならないと言っていました。イギリスで聞いたときには、膨大な量のテープは確かにあるけれども、そのテープを使うことはほとんどない。密室取り調べをやっていたときにはすぐに争われて、その取り調べは任意性があるのかどうか、暴力があったのかどうか、罵倒されたのかどうかということを裁判の中で延々とやっていたけれども、録音あるいは録画するようになった途端、ぴたっと争いそのものがなくなったということを盛んにおっしゃっていました。

仮に争いになったとしても、イギリスのやり方は、本当に争いのある部分を再生する前に、その部分の要約をつくって、それについて検察官と弁護人の間で合意ができるかどうか検討します。それで合意ができなかったら、次は一問一答の反訳文をつくって、それを裁判所に提出するかどうかについて丁々発止で議論します。それでも合意ができなかったら、初めて、実際の取り調べがどうだったのかその部分を再生しましょうということになるのです。けれども、非常にベテランの警察官と話をしてきた

のですけれども、彼は、残念ながら一度もテープの再生まで陪審裁判でなったことはないとおっしゃっていました。自分たちとしては、せつかくこれだけきっちりやっているんだから、もっと使ってほしいというぐらいの気持ちでいるんだということを書いていました。そういうことで、実際問題として、取り調べの可視化をすることによって水掛け論を防げるということに大きな意味があって、これだけでも非常にコストが下がります。

それから、全過程を撮っておくことは必要ですけれども、実際に争いが生じてそれを証拠として提出するときに全過程が必要かという、それはまた別の問題です。この前の足利事件でも、25本で四十何時間あるけれども、そのうち再生されたのは6時間でした。その6時間というのは何を再生したかという、森川検事（当時）と菅谷さんの間で、否認と自白の繰り返し、そして否認をしているところでDNA鑑定の結果で問い詰めるというシーンでした。再審裁判の中ではそれで十分だった。ですから、全体から見ても、膨大な量の記録はとっておかなければならないけれども、それによってコストが高くなるのではなくて、逆にコスト削減に結びつくであろうと言えました。

金子次期会長

高野山の事件では七十何本のテープがありましたけれども、中身を聞いていると、ほとんどがあほみたいなやりとりばかりです。ですから、僕は23日間もの取り調べ時間は要らんと思いました。可視化ができれば、取り調べの中で何をやっているかが明々白々になりますが、例えば、捜査官がアメリカの首都はどこですかと聞いたり、そんなやりとりがずっと続いていて、彼らがやっている取り調べがどんなものなのか、何のためにやっているのかという内容も明確になってきます。あれを一般の人が聞く機会があったら、捜査官は何をやっているんだろうかと思われると思います。取り調べの中身が全部が撮られるようになれば、そういうものもなくなりますから、コストとしてもものすごく下がります。しかも、そのうち、本当に決め手となったのは1本、しかも何時間もありません。

大國委員

公判前整理手続のお話が出ておりますけれども、マスコミの情報では、検察側の説明はよく分かるけれども、弁護士さんの説明は分からなかったというパーセントが多かったと言われています。それで、知り合いの検察の方に聞きましら、今はマスコミ

がいろいろ書いてくれているので、分かりやすいようにビデオをつくったりして、ものすごく時間をかけております、しかしこれからもこれだけ時間をかけていたら、公判に行くのが非常に遅れてしまうのではないかとということを心配していますということをおっしゃっていました。そういう時間の遅れ、丁寧にすればするほど時間がかかって大変だということとについて、弁護士さんはどういうふうにされるのかということをお教えいただけたらと思います。

秋田弁護士

根本的な問題ですけれども、おっしゃるとおりです。今、検察庁は非常に力を入れていまして、裁判員裁判の専門チームみたいな形でやっています。一言で言うとやはり組織ですから、組織的に研究していて非常に統制がとれている。

弁護士は一国一城の主が多くて、裁判員裁判に対して批判される方がおられるのと同様に、大阪弁護士会のN I T A型研修に対しても、そんなのは絶対よくないという人が絶対出てくる。そういう意味では一枚岩では全然ないのですが、それが逆に弁護士会のいいところでもあります。弁護士というのはばらばらであって、研修にそれほど積極的でない方が裁判員裁判を担われる可能性も否定はできません。そういう意味では、現実問題として検察官と大分力量の差が出てきてしまう可能性もあるということとは知っておいていただかないといけない現実であろうと思います。

それと、検察側がそこまで力を入れているというのは実際にそうです。私が担当している覚せい剤取締法違反事件は、公判が2カ月先ですので、そろそろリハーサルしようかと一緒にやっている弁護人と言ったんですけれども、検察側はもう何回かリハーサルをやったらしくて、すさまじいエネルギーを使っています。しかし、我々が失敗してはいけないというのと同じように、彼らも失敗してはいけないということで、必死になっています。我々もそれに負けずに必死にならなければいけない。それがまたいいことだと思います。ある意味ではライバルとしてお互いに一生懸命力量を磨き合うことによって、それこそ刑事司法がよくなっていくだろうし、裁判の中に入ってきた裁判員を説得していく技術を我々双方が磨いて、刑事裁判を分かりやすくしていかなきゃならない。特に今はそういったスキルアップをしていかなきゃいけない非常に大きな岐路に立っていると思っています。正直、これまでの10件、弁護人はすごいエネルギーをかけています。

大國委員

時間的に、情報を得られるのが弁護士さんは非常に遅いということを知りました。検察と同じようにどんどん情報を得ないと準備ができないと。かかわれる時間が非常に短か過ぎて十分な説明までいかないと聞いたんですけれども、それはいいですか。

秋田弁護士

前提の状況が分からない部分はあるんですけども、公判前整理手続の中では検察と弁護人は対等です。

順番として、まず検察官が証拠に触れます。一番初めに証明予定事実記載書面という書面を出し、その時点で証拠を開示してきます。検察官側が何を立証するかということと、それに対する証拠を整理するという作業が先にあって、その後に証拠開示という手続に入ります。そこで弁護側は証拠開示を得て、その中で自分たちはどう争うのか、何が争いで、何が争いがないのかということを見きわめる作業に入ります。それはどうしても後になります。検察官が立証責任を負いますので、立証する責任を果たしていないと思う部分はどこなのかということ、こちらは証拠開示を受けた中で調べていく。そして、こちら側が積極的に主張する事実があれば、予定主張ということを出していくということになります。検察が先攻、弁護が後攻というのは刑事裁判のシステムがそうになっていますから、弁護側が遅くなることはやむを得ない。そして、証拠開示という手続で証拠をできるだけ多く開示してもらおう。確かにそういうことで時間がかかっている事件はありますが、それでも正直、昔に比べるとはるかに早くなりました。

私が弁護士になった平成元年の時点で昭和 61 年の殺人事件をまだやっていました。その事件はややこしくて、結果的に 10 年ぐらいかかりました。確かに公判前整理手続とかいろんな手続で 1 年かかっている事件はあります。しかし、1 年です。1 年かかるけれども、公判に入ったら 1 週間で終わるといった事件が多くなってきています。だから、トータルから見たらはるかに早くなっています。公判で集中して分かりやすいものにするために、公判前整理手続にある程度時間がかかることはやむを得ないと思っています。それで公判前整理手続に 10 年かかるような事件が起こったらどうなるんだという問題はあるかもしれませんが、まだ今はそうになっていないですし、全体としては非常に短くなっているのではないかと、割に迅速な裁判が実現しつつあると思っています。

阿部議長

先ほど拙速じゃないかという議論がありましたね。今年は裁判員裁判が2,000件ぐらい行われるはずですが、それに対して、起訴前弁護から始まって、裁判までやっていくだけの力量がある弁護士がどれだけいるのでしょうか。大阪はまだしも、実際日本全体を見渡すと、不安が残る地域もあるような気がします。どうでしょうか。

秋田弁護士

そうですね。確かに大阪にいと感覚が違うかもしれません。例えば、当番弁護士の話で大阪の実情を言うと、他の単位弁護士会から総スカンを食うんです。大阪というのは、ど真ん中に大阪市があって、そこから放射状に交通網が整備されていて、端っこが関西国際空港と豊能郡、こんなところは全国の都道府県でほとんどないんです。京都府は、一番端っこに京都市があって、片や山陰がある。琵琶湖を抱えている滋賀県は、大津市が端っこにある上に、琵琶湖があるから、北部で事件が起こったら1日かかり。その意味では大阪弁護士会は語る資格は余りないのかもしれないけれども、そうは言うけれども、かなり対応できてきているんじゃないでしょうか。

畑会長

少なくとも起訴前弁護については対応できているというのが実際です。ただ、必要的弁護事件以外の軽微な犯罪、例えば死体遺棄なんかは任意的弁護事件ですが、そういうのには多分手が回らないだろうと思っていたのですが、そういう事件が非常に多い。実は、被疑者弁護で国選にならない事件については弁護士会が費用を援助しているのですが、その件数がめったやたらに増えている。今年の財政で約3億円赤字になるぐらいです。だから、起訴前の弁護については大分カバーできています。裁判員裁判に対応できる弁護士については、レベルを無視すれば可能だと思います。

新潟県弁護士会の裁判員裁判延期決議については、弁護士会の体制ができていないからではなくて、周辺の基盤が整備できていない、取り調べの可視化もできてないじゃないか、そういう準備不足の中で開催するのはおかしい、だからもう少し延期しろという意見でした。しかし、5年かけて準備して、それでまだ準備不足だと言ったら、じゃ何年かけたら準備ができるんだと社会では言われますよね。だから、余り説得力がなかったのだらうと思います。

弁護の質については、大國委員がおっしゃったように、まだまだ取り組むべき課題は多いなと思っています。検察庁は3年目から5年目ぐらいの人が担当しているんですが、その人たちは裁判員裁判の対応で徹夜しています。たまたま私の事務所に5年

目ぐらいの元検事の女性弁護士がいますが、同期の検事に聞くと、何日も徹夜して準備しているということですので、非常に過重になっていることは事実です。

今のところは、起訴件数と実際の公判件数とが余り連動してないですけども、今年も1日に4、5件出てくると思いますので、そうするとそんなに時間はかけられない。ただ、ベースはつくっていますので、彼らはそれなりに対応してくるんじゃないか。弁護士会は、さっき秋田さんが紹介しましたN I T A研修を1月にやりましたが、これとて受講生はそんなに多くない。

秋田弁護士

確かに促成栽培できるわけじゃない。法廷弁護技術というか、そもそも論からいうとプレゼンテーション技術ですけども、我々はそういうことを教えられる機会がなかった。アメリカでは、小学校のころからやりますが、あれこそプレゼンテーションの練習ですし、ディベートというものも非常に盛んに行われる。しかし、法曹教育の中でもそういうことを習ってきていませんから、今一生懸命やっているという状況です。少しずつですけども、それはいろんな意味で定着し始めていると思います。

野呂副議長

裁判員制度への期待を例えば制度面とカルチャー面で分けると、制度面で若干がっかりしたのは、僕は昔、佐伯千仞教授兼弁護士がやっている陪審制度を復活する会にもよく行っていました、そのときに、乳飲み子を抱えた奥さんが陪審員に選ばれた、近くに親もいない、そうするとどこかに預けなければならないということを議論していた。保育制度の充実とか、今で言えば非正規雇用の人たちが行けるのかという問題がある。そういう労働面とか福祉面を整える、後背の部分の制度を整えるというのが裁判員制度の一つのありようだと思った。しかし、そこには残念ながら弁護士会も余り目が行ってなかった。今後、そこにはもっと力を入れていただきたい。

もう一つのカルチャー面というのは、話し合う力を取り戻すカルチャーの転換を裁判員裁判に期待していて、こっちはできているのかな、何となく変わってくるなという予感しています。

金子次期会長

要するに、法曹三者でやっていた。検察官も弁護士も裁判官だけを見ていたので、裁判官だけを説得すればよかった。今はそこに一般市民が入ってきたので、弁護人も裁判員を見なきゃならないし、裁判官も裁判員を見なきゃならない。

これまで量刑をだれが決めてきたのかというと、検察官です。裁判官は、検察官が何年求刑するか、例えばその2割減にしよう、半分にしよう、でも半分にしたら控訴されるから何年にしようと考えてきた。日本の刑事の量刑を決めてきたのは検察官、裁判所には全くイニシアチブがなくて、検察官の顔を見ながらやってきた。検察官は、事件が終わったら裁判官の部屋へ行って、この事件はどうでこうでと話をします。しかも、同じ裁判官に同じ検事がずっとつく。しかし、弁護士が裁判官の部屋で裁判官と話すことなんて滅多にありません。そういう悪しき慣行がずっとあった。そうすると、裁判所は検察官の顔ばかり見るし、量刑は検事の求刑の何%、何掛けということになる。

ところが、そこに市民が入ってくる裁判員制度ができた。市民が入ることによって悪しき慣行の土台が崩れてしまった。今まで検察庁のひとり勝ちだったのが、その土台が崩れてしまった、だから検察官は今必死になって自分たちの形をつくらうとしているところですよ。

郭委員

検察が起訴して、裁判員裁判にかかって、これをどう考えるかというところに市民の人たちが入ってくるという形が動き始めた。昨日も新聞で大きく取り上げられていましたけれども、検察が2度不起訴にした事件に対して、検察審議会がそれはおかしいじゃないかということで、今度は弁護士が裁判所の選任を受けて起訴するという仕組みができてきているわけですね。その意味では、市民が司法に関心を持つ、かかわる仕組みとして新しい動きが出てきているというのは、裁判員制度だけではなくて、今までの検察のあり方そのものを市民が監視する仕組みも動き始めている。その流れの中で、裁判所がどういう判断を下すのかということについても、市民の関心が向くような仕組みができてきている。

そういう意味でいいますと、これからの司法に市民が参加するというのと同時に、市民が監視する仕組みをどうつくっていくかということがテーマになるのかなと感じます。市民のほうも、起訴したら99.9%有罪になるというのはどう見てもおかしいだろうという自立した発想で、きちんと見ていく考え方を成長させていく必要があるだろうと思います。

話が少し飛んでしまいますけれども、可視化については韓国のほうが進んでいるというお話がありました。韓国社会は、80年代の末に自分たちの手で権力を交代させた。

そのときの発想は、権力は必ず腐敗するというものでした。実際、自分たちの身の回りで権力によってあらぬ罪を着せられて、獄につながれた人たちが山のようにいた。そういう実体験を持っているからこそ、警察、検察、裁判所に対しては徹底した監視をしなければならないと考え、あるNGOは、検察官一人一人のかかわった事件と結果についてデータベースをつくったんです。しかも、検察官だけではなくて、この裁判官はどの事件でどういう判決を下したか、あるいは与党の国会議員は国会でどういう発言をしたかというデータベースもつくって、それを公開したわけです。そして、何かあったときには、この人間は過去どういう人間だったかということが市民に公開されて、判断の基準にするという仕組みが90年代の初めからつくられてきていた。可視化というのもその延長線です。要するに、権力は市民の監視なしには腐敗するということが骨身にしみてあったからです。

だから、日本で裁判員制度が始まり、検察審議会が実体あるものとして動き出し、権力が大きく変わったという意味では、この時期が日本の司法を含めた市民社会のありようの大きな転換期なのかなと感じています。そういう意味では、市民社会と弁護士会がどうタイアップしながら可能性を広げていくのかというところは、非常に抽象的で申しわけないのですけれども、追及していくべき大きなテーマと思います。

丹羽次期副会長

私は、裁判員裁判で一番重要なのは、評議で裁判員が自由に発言できる、自分の意見を言えるということだと思います。裁判官が評議の場にいる中で、そういうことができるかどうかを試金石だと思いますが、今は守秘義務ということで、表に出てこない。そこについては、問題は出ていないんですか。

野呂副議長

記者会見の実態を言っておきます。本来、我々記者側が主催するのが記者会見です。ところが、裁判員制度の記者会見は、裁判所主催の記者会見です。裁判所の庁内の会議室で、しかも裁判所職員が何人も立って監視している。市民監視じゃなくて、裁判所監視のもとでしゃべるわけです。守秘義務との絡みで、我々のこれからの課題は裁判所監視です。裁判員は、裁判所の顔色を見ながらしゃべるんです。埼玉だったかな、裁判員が、これ言っていないんですかと裁判所のほうに聞いて、ノーという話になって言えなくなったことがあります。それが終わった後に、お時間のある方は今から記者クラブに来ていただいて、もう一度記者会見をとお願いするんですが、二度手間にな

るから来ませんよね。裁判所職員のいないところで記者会見をしたいけれども、できないというのが大きな課題になっています。

だから、裁判所に対して、記者会見は我々がする、公判前整理手続は公開せよ、この2つを主張したい。法律の中で守秘義務があるのは分かるけれども、それをどう変えていくかはちょっと置いて、その2つが僕らメディア側がまずやらなきゃいけないことだと思います。

秋田弁護士

3年後検証ということが法律に定められているので、日弁連の裁判員本部の中には検証チームができるはずですけども、いま一つよく分からない状況です。

先ほど、弁護士会は、前線はともかく、補給面が非常に弱いという御指摘を受けましたけれども、そのとおりです。昔の日本軍みたいなところがあって、兵たんがなっていないというところもあります。

野呂副議長

会見の中でも、質問する側が踏み出すと、「ちょっとそれは」と裁判所が言うわけです。みんなが言葉を選びながら会見しているという感じがあります。

飯田委員

記者会見は裁判所外でやってはいけないことになっているんですか。

野呂副議長

いや、いけないことはないんですが、裁判所が裁判員をいわば抱えていて、メディアは接触できない。だから、裁判所は、どうぞとって裁判員を自分のところの会議室に連れていくわけです。マスコミが記者会見したいと言っていますが、どうですか、よろしいですか、じゃ行きましょうということで、イエスと言ってくれた人が来るわけです。そして、裁判所職員の監視のもとで記者会見をする。

我々は、裁判所が設置した記者会見の場に来ていただいた裁判員に対して、済みませんが、二度手間になります。もう一回我々の記者クラブで会見してくれませんかと言うわけです。でも、皆さん、時間もかかるし、何で同じことを話すのと思って、来る人は非常に少ないです。

裁判員に負担をかけないために、我々も守秘義務に抵触するような質問はできるだけしないようにしています。そのぎりぎりのところをちょっと聞いていくと、裁判所のほうが「ちょっと待ってください」という感じで入る。だから、裁判所との駆け引

きをしながらの記者会見です。我々も、守秘義務があることは分かっているから、評議でどんなことがありましたかなんて、記者クラブに行っても聞きません。けれども、裁判所はメディアを信用していないのでしょうか。メディアというよりも、むしろ市民を信用していないという気がつくづくします。

大國委員

市民を信用していないという今の御意見について、裁判員の方のお話で、評議で、この方がどうしてこうなったのかという背景のことを議論したら、それがきっかけになって、収監されるべき方が保護観察付きの執行猶予に変わった、その後に裁判官が、僕は後の更生のことまで考えたことがなかったと発言したということをおっしゃっていたんです。

逆にそのことを聞いた保護司の方が、そんなふうにして裁判員の方の心証でどんどん軽くなっていったら、保護司はたまらないですよとおっしゃっているのを読んだんですけれども、そういう点はいかがでしょう。

野呂副議長

僕が見る限りは、裁判員裁判の量刑に関してはおおむね的確だと思います。量刑の相場は求刑の7掛け、8掛けみたいなことが言われますけれども、大阪で最初にあった覚せい剤の密輸の事件で、密輸事件の求刑はおしなべて10年です。これまで犯罪も起こしていないスナックのマスターが10年来の知り合いの元暴力団組長に頼まれて韓国に行って、もしかしたら何か悪いことを頼まれるかもしれないと思いつつ、帰りに、洋酒を持って帰ってくれと言われて、ちょっと重たいなと思いつつ持って帰ってきて、税関であけたら覚せい剤が入っていた。それで懲役10年の求刑ですよ。今までのプロの裁判官裁判だったら、7年、8年ですね。しかし、市民感覚から見ると、そもそもこれが求刑10年かなと思う。実際、判決は懲役5年でした。妥当だなと思っています。そのように、従来のプロ裁判官の感覚と市民の感覚の違いというのが、幾つかの判決で出たと思います。

保護観察についても、市民はすべてに保護観察をつけないと思いますが、今までより増えることは事実です。そうなってくると、先ほど僕が言った制度面の話で、保護司さんをもっと増やさなきゃだめじゃないかと思っています。先ほどは福祉とか労働の問題について言いましたけれども、裁判員裁判によって派生してくるところに、政府は制度面を手厚くしていく必要がある。非正規雇用の人が本当に裁判員になれるのかと

いうと、なれないじゃないですか。それなら、そこを労働の問題としてちゃんと手厚くする。当然、経団連も向き合わなきゃだめです。そういうことが日本の国のありようで、最初に秋田さんが日本の国の形をつくるとおっしゃっていたけれども、刑事裁判をつくるだけではなくて、正に国の形をつくる大きな転換になると思います。保護司さんの言うように、この限られた今の人数ではとても無理ですから、人を増やさなきゃいけないし、そういう議論になっていかなきゃいけないですね。

大國委員

医師の立場から申し上げますと、裁判のときに更生という面を考えて裁判をしていただくことは非常に大事なことだと思うんです。それが今までは余りできてなかったというのが実態だと思います。裁判員制度になりまして、先ほどは背景という言葉でおっしゃいましたけれども、公判前整理手続の中にもメリットになるようなことではできたら入れてやっていただきたいなということは医師の立場からは思います。

野呂副議長

刑事裁判に罪を裁くという側面と世直しという側面があるとすると、日本の刑事裁判は世直しの面が大きいんです。明石の歩道橋事故にしても、あれは過失としては個人の罪だけだけれども、どうしても背景の世直しみたいところがある。法律とのはざまで、市民感覚からすると、罪を裁くということと世直しと両方を刑事裁判に求めているところがある。でもそうじゃないんだよというあたりが、理解しがたいんですね。

大國委員

老老介護という問題がありますよね。十何年も介護していて、最後に殺人に至ったというものが。その十何年がきちっと伝えられなかったら、量刑というのは非常に悪いものになるんじゃないかと私は思うんです。だから、そういう点に気をつけていただきたいなと思います。

阿部議長

そろそろ時間ですが、本当にいろいろな話が出てきて、かなり奥が深いなと思いました。刑事裁判だけの問題ではなくて、社会のあり方とか、そもそも国家あるいは政府と市民がどういうふうにつき合っていくのかという大きな話にもかかわってきますし、一人一人の市民が裁判あるいは国に何を期待していいのか、あるいはいけないのかという、ものすごく哲学的な話にもつながっているように思えます。

去年始まったばかりで、これからますます多様な問題が出てくるでしょうし、いい面も明らかになれば、悪い面も明らかになるだろうと思います。裁判員裁判を年間2,000件から3,000件コンスタントにやるとなると、弁護士さんもすごく負担だとは思いますが、その負担をどういうふうにこなしていくかで、法のあり方はかなり大きな違いが出てくるだろうと思います。

そこで権力というか国家に対する健全な懐疑心みたいなものが広く社会の中に広まれば、可視化は当たり前のことではないかということになっていくのだろうと思います。国家を手放しで信用していいのかどうか、特捜がヒーローになるような社会でいいのかどうかといったことを、もう少し市民レベルで議論できるようになれば、すごくいいことだろうと思います。

(2) 次回テーマについて

福田副会長

次回、9名の委員のうち7名の方がかわりますので、次回の会のテーマは、また4年前に戻って、例えば弁護士会の機構とか弁護士自治ということは今も考えております。皆さんは2月までの任期でございますが、もし次回の市民会議で取り上げたほうがいいのかというようなテーマがございましたら、御意見をお聞かせ願えたらと思います。

阿部議長

何かございますか。

(発言者なし)

阿部議長

そうしましたら、それはそちらで。

福田副会長

それでは、次年度の執行部を含めて、今後決めさせていただきたいと思います。

4 今後の日程について

阿部議長

次回以降ですけれども、今年度から年3回ということで、これを次年度も継続していくということよろしいですね。

福田副会長

これも次期のほうで。22年度の日程などはまた新執行部と協議して、お伝えさせていただきます。

阿部議長

それでは、これでお開きということになります。4年間皆さん一緒にしてきたわけで、何か御感想とか、これからはこうしたらいいのではないかという御意見がございましたら、ご自由にお出しただければと思います。いかがですか。

郭委員

こうしていただいたらということではないんですが、市民会議の委員として、率直に非常にたくさんのお話を学ばせていただいたと感じています。司法の世界がどういうもので、弁護士会がどういう役割を果たしている、市民とどんな関係であったらいいのかということについて、今までは資料を読んで漠然と理解していたものが、いろんな方々との対話を通じて、あるいは議論を通じて、自分なりに非常に深まったなと思うところです。

特に在日の外国人の人権の問題を考えると、司法の問題とどうつなげていい形にしていくのかというのは極めて重要なテーマになっています。特に今年に入って、永住外国人の参政権の問題がどうなるかという非常に大きな節目も迎えておりますし、そういう中で、日本に住む外国人がこれから地域の住民としてどう生きていくのか、その上で司法とどんなかかわりを持っていくのかみたいなことも、この場ではないにしても、いろんな形でお互いに深めていけることができればよいなと思っております。長い間、どうもありがとうございました。

飯田委員

司法制度改革懇談会では、初期のころは世話人にもならせていただいていたかかわってきたんですが、今も懇談会は月1回やっておられるんですけども、私は最近さぼっております。申しわけありません。多分、溝内先生は怒り心頭かなと思うんですけども、私の消費者問題の分野では、弁護士会の消費者問題委員会は大部隊でいらっしやると伺っているんですが、しかし一方では、それぞれ個々のおつき合いに終わっております。もう少し組織的なおつき合いができないだろうかと考え始めているところであります。金子会長、是非よろしくお願いします。

4年間、私が勉強させていただいたという感想に尽きるのかなと思います。ありがとうございました。

大國委員

私、最初、素人だからと申し上げたのですが、素人だからいいんだよと言ってくださいます、それで3年間、議長まで引き受けさせていただきました。今思いますに、私のような素人に、皆さんいらいらとなさりながらもつき合ってくくださったことにとっても感謝いたしております。市民会議の皆さんもですし、弁護士の先生方も、いらいらしながら聞いてくださったんじゃないかと思っております。

最後にとてもうれしかったのは、この前の会議のときに男女共同参画社会を取り上げていただきまして、女性弁護士さんがこれからどんどん伸びていかれるという話を聞きましたので、その点は私はとてもうれしゅうございました。

本当に感謝の気持ちだけでいっぱいでございます。ありがとうございました。

野呂副議長

半年ですけれども、また引き続きよろしく申し上げます。

阿部議長

私もこれが最後になりますけれども、4年間、どうもありがとうございました。

私は裁判員にはなれないということで、プロに近いのかなという気がするのですが、プロといっても外野から見ているという側面も強くて、いろいろ勉強になることがありました。ロースクールが始まる直前ぐらいから、私自身、弁護士会とのかわりがそれ以前と比べてかなり深くなり、ロースクールができてからはさらに深くなっています。もちろん、大学と弁護士会とは、対立する部分もあるわけですが、法律を勉強している者として、ロースクール以降、実務の世界とのかわりがかなり強まってきたという気はいたしております。

そういう中で、こういう場所でも学ばせてもらうことは多かったですし、学んだことの一部はロースクールでの授業などに生かされているのではないかと思います。私自身は、今の身分でいる限り大阪弁護士会とは今後もかかわっていくだろうと思しますので、これからもまた勉強させていただきたいと考えております。

1つ、この4年間で残念だったというか、もっとこういうこともできたらよかったかと思うのは、いろいろ勉強させていただいて、私個人としては、他の委員の皆さんと同様に、いろいろな意見を述べてきたわけですが、そうしたことに加えて、市民会議として、弁護士会に対して、何らかの提言ができたらよかったのではないかという気がしております。ただ聞いているだけでは申しわけないという気持ちがあり

まして、2年間の任期中に1回ぐらいでいいとは思いますが、市民の目線から見たときの弁護士会の改善すべき点というのはまだまだ恐らくあると思いますので、そういう点に関して、市民会議が市民を代表して何らかの改善策を提案していくようなことを行っていくことができれば、市民会議が存続していく意義が高まるのではないかという気がいたしております。

これは次期以降のことですけれども、御検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、閉会に当たりまして、会長のほうから一言お願いします。

5 閉会

畑会長

本年度第3回の市民会議でございます。5名の先生方には、足元の悪い中、御多忙にもかかわらず御参加いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、裁判員裁判を中心とする刑事司法の問題について議論していただいたわけですが、刑事司法の問題のみならず、社会のありよう、教育のあり方、さまざまな観点から御発言いただき、私どもとしても非常に啓発される場所が多かったと思います。

この市民会議は、弁護士会が開かれた組織であるために必要なもので、市民の各層代表の方に御参加いただいて、率直にいろいろな御意見を賜るということで、私どもの弁護士会の運営、組織、そのもののありようを考えるいい機会でございます。阿部議長がおっしゃったように、御提言までいただければそれにこしたことはないわけですが、私どもとしましては、毎回の御発言をそれぞれ会の運営に活用したいと考えております。我々だけの視点ではなくて、多方面の視点を取り入れるということとは是非必要なことであろうということで臨んでいる次第でございます。

7名の先生方は御退任ということになりますが、引き続いて弁護士会に関心を持っていただき、こういう席でなくても御意見を賜れば幸いです。弁護士会との縁を引き続きつないていただくと幸いです。

この後、懇親会も用意しておりますので、是非とも御参加いただき、今日言い足りなかったところを、是非新年度の役員のほうにぶつけていただくと幸いです。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

福田副会長

この2月で退任される4名の委員の方に記念品を贈呈させていただきたいと思
います。

[記念品贈呈・拍手]

福田副会長

ありがとうございました。

以上で、本日の議事を終了した。

平成22年2月1日